平成25年度における定期監査結果に関する大阪府公安委員会からの措置通知

違法駐車車両排除費弁償金に対する分割納付の導入について 　　　　　　　　　　　　担当課：警察本部交通部駐車対策課、総務部会計課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　違法駐車車両排除費弁償金とは、違法駐車車両をレッカー等で移動・保管した際に、その措置に要した費用を運転者等から徴収するものである。（道路交通法第51条第15項及び同条第16項）２　徴収は警察署長の権限とされており、各警察署では交通取締り担当の警察官が督促等の徴収事務を行っている。３　平成24年度における収納等の状況は次のとおり。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 収入すべき額 | 収入済額（回収率） | 収入未済額 | 不納欠損額 |
| 23年度からの繰越分 | 金額(円) | 18,453,216 |  4,664,711　 （25.3%） | 12,236,721 | 1,551,784 |
| 件数 | 1,078 |  285 （26.4%） | 712 | 81 |
| 24年度分 | 金額(円) | 32,345,905 | 31,934,533　　（98.7%） | 411,372 | 0 |
| 件数 | 2,206 | 2,187　（99.1%） | 19 | 0 |
| 合　　計 | 金額(円) | 50,799,121 | 36,599,244　 （72.0%） | 12,648,093 | 1,551,784 |
| 件数 | 3,284 | 2,472 （75.3%） | 731 | 81 |

 | 府警察では、違法駐車車両排除費弁償金の債権回収については全額一括納付を原則としており、分割納付を認めていない。 | １　違法駐車車両排除費弁償金は、地方税の滞納処分の例により処分することができる強制徴収公債権であり、債務者間の公平性確保の観点からも、できる限り徴収する必要がある。２　債権回収の方法として、分割納付は時効中断や債権確保に有効であり、一律これを認めないとするべきではない。 |
| 部局の見解 |
| ○　違法駐車車両排除費弁償金の回収方法については、これまで全額一括納付方式を強力に推進してきたところ、左表のとおり平成24年度分は、約99％と極めて高い回収率となっている。また、分割納付を導入することが、回収率にどのように反映されるか不透明であることから、実施に至っていなかった。○　ただし、監査委員聴取でも説明したとおり、滞納者が分割納付を希望しており、かつ、計画的に短期間で確実に全額納付が可能であると認められるなど、一定の条件をクリアできる場合には、分割納付も回収率を上げるための方策の一つであると考える。 |
| 委　員　意　見 |
| １　債権回収の手法としては、従来どおり全額一括納付を原則としつつ、滞納者が分割納付を希望しており、かつ、計画的に短期間で確実に全額納付が可能であると認められるなど、徴収上有効な場合には分割納付を実施する方向で検討し、必要な事務手続等を整備されたい。２　平成24年度末の収入未済額については、全65署中６署（曽根崎警察署、天満警察署、南警察署、浪速警察署、天王寺警察署、布施警察署）で９割以上を占めていることから、これら６署について人員を集中的に投入するなど、効果的な債権回収に取り組み、収入未済額の減少を図られたい。 |
| 措置の内容 |
| ○　債権回収の手法として、平成26年４月１日から分割納付が可能となった。○　収入未済額全体の９割を占めている６署へ本部駐車対策課員を平成25年11月から重点的に派遣し、債権回収についての重点指導を行った。今後も継続して指導を行い、効果的な債権回収に取り組む。 |

被留置者の診療に係る医療機関の選定について 　　　　　　　　　　　　担当課：警察本部総務部留置管理課・会計課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　警察においては、逮捕された被留置者の健康を保持するため、負傷や疾病の際、適切な医療上の措置を講ずるとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第199条・201条）。２　被留置者の診療は、通常、警察本部及び各警察署の警察医が行い、当該警察医による診療が困難な場合は、各署等の判断で医療機関を選定している。警察医は、被留置者の診療を行うため警察本部長が委嘱する医師で、大阪府では１警察署につき原則2人、計129人（平成25年８月21日現在）委嘱している。３　当該診療は、公費で医療費を支払っている。（警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律）４　被留置者に対する診療は、医療機関が自由に算定して医療費を請求できる、いわゆる自由診療により行われている（国民健康保険法第59条、健康保険法第118条等）。５　保険診療の場合は診療点数１点当たりの単価は10円と定められているが、自由診療の場合は特段の定めがないため、１点当たり10円の単価で算定している医療機関のほか、15円、20円等の単価で算定した医療費を請求する医療機関も存在している。 | １　府警察では、医療費の支払に当たっては、診療内容と請求書をチェックするものの、診療単価や明細の情報は把握していなかった。２　このため、平成24年度の診療単価別の医療費支払額を集計したところ、医療費の総費用約243百万円のうち約128百万円（52.6％）を10円以外の単価で支払っていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 診療単価 | 機関数 | 金額（円） | 医療費割合 |
| 1,268 | 243,104,469 | 100.0% |
|  | うち１点10円 | 1,096 | 115,205,030 | 47.4% |
| うち１点10円以外 | 172 | 127,899,439 | 52.6% |
|  | 12円 | 8 | 2,714,103 | 1.1% |
| 13円 | 1 | 6,427 | 0.0% |
| 15円 | 146 | 121,813,889 | 50.1% |
| 20円 | 6 | 1,369,820 | 0.6% |
| 定額自由診療 | 11 | 1,995,200 | 0.8% |

（注）警察医を含む。（参考）　診療単価をすべて10円と仮定して試算（定額自由診療分を除く）し、経費比較を行った結果、平成24年度１年間で約42百万円の差がある。　　現状（平成24年度）　　　　　　　 243,104,469円　　診療単価10円と仮定した試算結果　 201,361,096円　　　　　　　差　額　　　　　　　 　　 41,743,373円 | 警察医の委嘱時や各署等の判断で警察医以外の医療機関を選定する際に、診療単価について考慮されておらず、経済性についての観点が不足している。 |
| 部局の見解 |
| ○　被留置者の診療については、自傷・他害行為、逃走等の防止、人権や他の受診者である府民への十分な配慮、駐車場や待機場所の確保等、通常の診療とは大きく条件が異なり、各種事故の絶無を最優先として適切な医療機関を選定している。○　平成24年度は上表のとおり、医療機関の選定については、86.4％の医療機関において診療単価が一番安価（10円）となっていることから、結果として必ずしも経済的でないとは言えない。 |
| 委　員　意　見 |
| 警察医の委嘱及び医療機関の選定に当たっては、警察医確保の困難性や被留置者の診療という特殊性は一定理解できるものの、公費で支出している以上、経済性にも配慮されたい。(1)　警察医の委嘱に当たっては、可能な限り診療単価を考慮・調整されたい。(2)　警察医以外の医療機関の診療については、診療単価を明記した医療機関のリストを作成し、可能な限り診療単価が10円の医療機関から選定するよう努めるとともに、診療単価が10円を超える医療機関で受診する場合は、その理由を記録にとどめることを検討されたい。 |
| 措置の内容 |
| ○　警察医会に対し、被留置者の医療費の現状と今回の監査結果を説明し、診療単価の考慮・調整の検討について依頼した。○　警察医以外の医療機関の選定は、各種事故の絶無を最優先としていることが、これまで利用実績のある医療機関の診療単価を明記したリストを配付し、経済性にも配慮した医療機関の選定を行うよう関係所属に通知した。また、警察医以外の医療機関で診療を行う場合は、その選定理由についても記録を行うよう規程を改正した。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 都島警察署 | 行政財産使用料については、行政財産使用料条例第４条に「使用開始の日前に全部を納付させなければならない」と定められており、複数年に渡る使用許可をしている場合は、毎年度、年度開始の前に当年度の使用料が納付されるよう、徴収手続を行わなければならない。しかしながら、都島警察署においては、継続分に係る使用料（平成25年度分）の徴収に係る決裁の起案を失念し、平成25年５月20日に行ったため、年度開始の前に当該使用料が納付されていなかった。(1) 使用目的：自動販売機の設置(2)　使用許可期間：平成22年９月１日から平成27年３月31日まで(3)　決裁起案日：平成25年５月20日(4)　納付日：平成25年６月７日(5) 使用料（年額）：1,496,980円 | 行政財産使用料条例第４条に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含めて行政財産使用料徴収事務のルール等について周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【行政財産使用料条例】（納付の時期）第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下　略） |

 | 行政財産使用料徴収事務のルールについて、起案者及び決裁関与者に対し周知徹底を図るとともに、行政財産使用料徴収事務点検表を作成し、再発防止に努めることとした。また、本部施設課から関係所属に対し、行政財産使用料徴収事務の適正処理について周知徹底を図った。 |

行政財産使用料徴収手続の不備

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 布施警察署 | Ａ職員の管内出張について、旅費計算システム（以下「システム」という。）に経路（「自宅から警察本部への往復」）が二重に登録され、旅費が過払いとなっているものがあった。これは、出張者本人、旅行命令者、旅費事務担当者及び決裁者それぞれによる出張時の確認や旅費支出時の決裁において、チェックが漏れていたものである。この原因・理由に関して事情聴取したところ、「Ａ職員の出張については、自宅から警察本部への往復という経路も単純なものであり、それゆえ間違わないであろうとの先入観があった」ため旅費事務担当者、決裁者等の確認が十分行われなかった、とのことである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 既支給額 | 正規支給額 | 過払旅費額 |
| Ａ | ４月24日 | 920円 | 460円 | 460円 |

|  |
| --- |
| 〔警察署における管内旅費支給手続〕(1)　旅行命令者は旅費事務担当者にシステムにより、旅行命令簿を作成させ、旅行命令者や出張者本人が確認・押印する。(2) 出張終了後、旅費支出に当たり、旅費事務担当者はシステムから精算旅費内訳書を作成し、旅行命令簿との照合を行った上、出張者本人に精算旅費内訳書の内容を確認させる。(3) その後、旅費事務担当者は当該月分の精算旅費内訳書を出力し、会計課内から決裁者への決裁において経路等のチェックを受ける。 |

 | 本件については、速やかに過払旅費の戻入措置を講じられたい。また、出張や管内旅費の事務処理に当たっては、旅費事務担当者のみならず、出張者、関係者、決裁者において、経路の二重登録などがないか精算旅費内訳書の確認を徹底されたい。 | 本件については、速やかに過払旅費の戻入措置を行った。今後、決裁時においては二重登録がないか等、精算旅費内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとした。また、本部会計課から全所属に対し、旅費支給事務の適正処理について周知徹底を図った。 |

行政財産使用許可に係る公募の事務処理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 北堺警察署（警察本部施設課） | １　募集要項に記載する最低使用料が誤った額で起案・決裁され、公募が行われた。その結果、下記のとおり１者の応募があり、当該最低使用料で決定がなされた。・ 使用目的：食堂 ・　使用許可期間：平成25年４月１日から平成30年３月31日まで ・　最低使用料（税抜き年額）：232,700円　・ 応募価格：232,700円　・ 応募者：Ａ社のみ　・　決定価格：232,700円２　北堺警察署においては、平成24年７月12日付けの警察本部施設課からの公募スケジュール等についての通知文を受け、公募事務を開始したが、食堂公募に係る最低使用料を算定する際、公有財産台帳に記載されている既存の数値（平成23年３月１日の価額）を基に算定した。　　しかしながら、最低使用料については、施設課は、平成24年２月28日付けで各警察署長あてに、行政財産使用料の算定方法とその基となる公有財産台帳価額（平成24年４月１日の予定額）を連絡している。　　本来であれば、この公有財産台帳価額（平成24年４月１日の予定額）を使用すべきであったが、平成24年２月28日付けの本部施設課からの連絡は、文書による課長・補佐通知及び電子メールと複数回にわたって発出され、かつ、理解しにくい内容となっていたこともあり、事務処理を誤ったものである。さらに、署で作成した募集要項は、公募前に施設課へ送付されているが、最低使用料部分のチェックはなされていない。　　北堺警察署においては、公募の決裁を行う際、最低使用料の算定内容をチェックできる計算書や根拠となる施設課からの通知等を添付していなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 公有財産台帳価額（円） | 最低使用料（税抜き年額、円） |
| 土地 | 建物 |
| 正（H24.4.1) | 635,954,852 | 6,255,920 | 184,200 |
| 誤（H23.3.1） | 717,782,000 | 7,109,000 | 232,700 |

３　本事案が発生した要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであった。担当者は、本件に係るルールの存在は知っていたが、理解が不十分で起案する際に施設課からの通知文（平成24年２月28日付け）の確認を怠り、事務処理を行った。決裁者は、使用許可の公募事務について、公募スケジュール等のみの説明を受け決裁を行った。最低使用料の算出については、通知文の確認を怠った。 | 署においては、行政財産使用料について、是正に向け関係課と調整を行い、使用許可者と協議されたい。起案者のみならず、決裁者も含めて行政財産使用許可事務のルールについて理解を深めるとともに、決裁時には根拠資料を添付し、基本となる通知文等の確認や決裁者に至るまでに複数チェックできる体制の構築など、事務処理の改善を図られたい。警察本部施設課においては、行政財産使用料の算定に係る通知等について、具体的な内容や理解しやすい表現になるよう努めるとともに、署の募集要項を十分にチェックされたい。 | 行政財産使用料については、使用許可者と協議し、正しい台帳価額で算出した額とするとともに、速やかに差額の返還及び変更許可の手続きを行った。公募に係る行政財産使用許可事務のルールについて、起案者及び決裁関与者に対し、周知徹底を図るとともに、決裁時には根拠資料を添付し、複数の担当者によるチェック等を行うよう事務処理の改善を図ることとした。本部施設課では、行政財産使用許可に関する通知文を発出する際は具体的な内容を記載するとともに、署の募集要項については今まで以上に十分にチェックし、適正処理に努めることとした。また、本部施設課から関係所属に対し、公募に係る行政財産使用許可の適正処理について周知徹底を図った。 |